

白鷹町立地適正化計画

届出に関する Q&A

Q	A
1	<p>白鷹町立地適正化計画で設定した居住誘導区域および都市機能誘導区域の区域外で、一定規模以上の住宅又は誘導施設における建築行為・開発行為を行おうとする場合、また、都市機能誘導区域の区域内で、誘導施設の休廃止を行おうとする場合に、町長へ届け出るものです。これらの行為を行おうとする者は、行為に着手する日の 30 日前までに届出を行わなければならないこととされています。</p> <p>(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項及び第 108 条第 1 項)</p>
2	<p>居住誘導区域外における住宅開発等の動向や、都市機能誘導区域内・外における誘導施設の整備等の動向を把握するものです。</p> <p>なお、住宅や誘導施設の動向の把握にあたっては、各施設の誘導を図る上で支障がある場合に、誘導施設の休廃止を除き、勧告や土地のあっせんを行う場合があります。</p> <p>(都市再生特別措置法第 88 条第 2 項及び第 108 条第 2 項)</p>
3	<p>「住宅」とは、一戸建て住宅、長屋、共同住宅（アパート、マンション等）、兼用住宅を指します。共同住宅に該当するサービス付き高齢者住宅や社宅も、「住宅」として取り扱います。</p> <p>※寄宿舍や老人ホーム、農林漁業を営む者の住宅等は届出の対象外です。</p>
4	<p>住宅等の新築、改築、用途の変更により、3戸以上の住宅になる場合に届出が必要です。</p>
5	<p>一部でも誘導施設を有する場合は、届出の対象となります。</p>
6	<p>住宅の開発・建築等行為に関する届出の場合は、居住誘導区域、誘導施設の開発・建築等行為に関する届出の場合は、都市機能誘導区域で、行為を行おうとする土地の一部でもそれぞれの誘導区域内にある場合は、届出は不要です。</p> <p>一方、誘導施設の休廃止の届出については、土地の一部でも都市機能誘導区域内にある場合は、届出が必要です。</p>

	Q	A
7	開発行為時に届出を行った場合も、建築行為時に届出は必要ですか？	開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要です。
8	開発許可申請や建築確認申請との提出の前後関係はどのようにすべきですか？	届出の趣旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や建築確認申請に先立ち、届出を行うことが望ましいとされています。
9	罰則等がありますか？	届出をしない場合、又は虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処することがあります。 ※誘導施設の休廃止に関する届出を除く (都市再生特別措置法第130条)